

電波法施行規則等の一部を改正する省令等について

(5. 2GHz帯無線LANの利用拡大に係る制度整備)

1 諮問の背景

スマートフォン等の普及により移動通信システムのトラヒックは年々増加傾向にあり、オフロード先として無線LANが活用されている。また、スタジアムや駅等の商業・公共施設において無線LANの利用が推進されている。

さらに、海外における5. 2GHz帯の屋外利用と最大EIRP200mW超に関しては、ITU-Rでの検討に加え、米国では2014年に利用を許可しており、また、カナダでも、2017年に免許制により許可することをそれぞれ決定した。

このような背景の下、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、無線LANのつながりやすさを確保する観点から、情報通信審議会から新たなシステムの技術的条件に関する一部答申がなされた。この答申を踏まえ、5. 2GHz帯無線LANの利用拡大（屋外利用、EIRP 1W化）に必要な技術基準等を定めるものである。

2 改正概要等

- (1) 5. 2GHz帯を屋外で利用可能とし、EIRP 1W相当まで出力可能な無線LANアクセスポイント（中継器を含む。）を用いた基地局（アクセスポイント）と陸上移動中継局（中継器）を登録局の対象とするとともに、陸上移動局（端末）を免許不要局とする。また、これに対応するシステムを「5. 2GHz帯高出力データ通信システム」と称する。
- (2) 「5. 2GHz帯高出力データ通信システム」の無線局の無線設備の規格及び開設区域を規定する。
- (3) 「5. 2GHz帯高出力データ通信システム」の登録局の開設又は運用に制限を加えられる場合を規定する。
- (4) 「5. 2GHz帯高出力データ通信システム」の無線局の無線設備の技術基準を規定する。
- (5) 「5. 2GHz帯高出力データ通信システム」の無線局の無線設備を特定無線設備等の対象とする。
- (6) 5GHz帯無線アクセスシステムの周波数のうち、使用期限が到来した5030-5091MHzを削除する。
- (7) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。